



埼玉県報

第310号
令和4年(2022年)
5月13日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）
- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（少子政策課）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 池上土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 酒巻土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する入札公告（教職員課）
- 県道東松山越生線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正（運転免許課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「別記様式第14条の2の3の申請書」を「別記様式第14の2の3の各運転免許申請書」に、「別記様式第14の2の4の申請書」を「別記様式第14の2の4の技能検査申請書」に、「申込書」を「再試験受験申込書」に改め、同項第4号中「第30条の9第1項に規定する」の次に「免許の取消申請に係る別記様式第14の2の11の」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 法第91条の2第1項に規定する免許の限定条件付与等の申請に係る別記様式第14の2の12の運転免許条件申請書

第18条の3第1項中「第101条の4第3項第1号」を「第101条の4第5項第1号」に改め、同条第2項中「第101条の4第3項第2号」を「第101条の4第5項第2号及び第3号」に、「同号」を「これらの規定」に改める。

第19条第2項中「第33条の6第1項第1号ロ」を「第33条の5の3第1項第1号ハ」に、「同条第3項第1号ロ」を「同条第4項第1号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項に規定する教習の課程の指定の申請は、運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第21条の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条第1項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「申請書」を「認定申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第1条第3号に規定する課程の認定の申請については、別記様式第14の4の認定申請書及び別記様式第14の4の2の指定申請書を提出しなければならない。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、認定教育規則第1条第3号に規定する課程については、別記様式第14の5の認定書及び別記様式第14の5の2の指定書を交付するものとする。

第21条の2中「運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「取得者教育認定規則」という。）第7条第1項及び第2項」を「認定教育規則第7条第1項及び第3項」に改める。

第21条の3中「取消通知書」を「認定取消通知書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、認定教育規則第1条第3号に規定する課程については、別記様式第14の7の認定取消通知書及び別記様式第14の7の2の指定取消通知書を交付するものとする。

第21条の4を次のように改める。

（運転免許取得者等検査の認定申請等の手続）

第21条の4 法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を行う者の認定の申請は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める申請書を、自動車教習所設置者等にあつては運転免許課長を経由し、自動車教習所設置者等以外の者にあつては交通総務課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に規定する検査の方法に係る申請 別記様式第14の7の3の指定申請書及び別記様式第14の7の4の認定申請書

(2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る申請 別記様式第14の7の5の指定申請書及び別記様式第14の7の4の認定申請書

2 前項の申請に基づき、法第108条の32の3第1項各号に適合している旨の認定をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める指定書及び認定書を交付するものとする。

(1) 認定検査規則第1条第1号に規定する検査の方法に係る認定 別記様式第14の7の6の指定書及び別記様式第14の7の7の認定書

(2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る認定 別記様式第14の7の8の指定書及び別記様式第14の7の7の認定書

第21条の4の次に次の3条を加える。

（変更の届出）

第21条の5 認定検査規則第8条第1項及び第3項の変更の届出は、別記様式第14の7の9の

変更届出書を、自動車教習所設置者等にあつては運転免許課長を経由し、自動車教習所設置者等以外の者にあつては交通総務課長を経由して公安委員会にそれぞれ提出しなければならない。

(認定の取消通知)

第21条の6 法第108条の32の3第2項の規定により認定を取り消すときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める通知書を交付するものとする。

- (1) 認定検査規則第1条第1号に規定する検査の方法に係る認定の取消し 別記様式第14の7の10の指定取消通知書及び別記様式第14の7の11の認定取消通知書
- (2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る認定の取消し 別記様式第14の7の12の指定取消通知書及び別記様式第14の7の11の認定取消通知書

(電磁的記録媒体による手続)

第21条の7 認定教育規則第13条又は認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであつて、埼玉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。
- (2) 一つの電磁的記録媒体に、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- (4) 提出する電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

第25条の見出しを「(臨時適性検査の通知等に係る書面)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第102条第6項に規定する臨時適性検査の通知は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める通知書により行うものとする。

- (1) 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の通知書
- (2) 法第102条第4項(次号に該当する場合を除く。)及び第5項に規定する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の2の通知書

(3) 法第102条第4項に規定する臨時適性検査のうち認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の2の2の通知書

第25条第2項中「を命ずる場合」を「の命令」に改める。

第25条の2を次のように改める。

(適性検査受験命令等に係る書面)

第25条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項に基づく適性検査の受験命令は、別記様式第18の2の命令書により行うものとする。

2 法第90条第8項、法第102条第4項（次項に該当するものを除く。）及び法第103条第6項に基づく医師の診断書の提出命令は、別記様式第18の3の命令書により行うものとする。

3 法第102条第4項に基づく医師の診断書の提出命令のうち認知症のおそれがある者に対する診断書の提出命令は、別記様式第18の3の2の命令書により行うものとする。

第25条の4の見出し中「認知機能検査」を「検査」に改める。

第26条第15項を削り、同条第14項後段を削り、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第25の6の2の申請書を指定講習機関に提出するとともに、公安委員会から講習通知を受けているときは、別記様式第25の6の3の納入書を当該指定講習機関を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第28条中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

別記様式第14の2の10の次に次の2様式を加える。

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取扱所属</td> </tr> </table>		第	号	取扱所属		写 真
第	号					
取扱所属						
<h2 style="margin: 0;">運 転 免 許 証 取 消 申 請 書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿</p>						
ふりがな		大・昭・平				
氏 名	生年月日	年 月 日	年 月 日			
免 許 証 の 写 し						
取消しを申請する免許の種類			申 請 理 由			
※ 受けたい他の免許の種類						

交 付 手 数 料 貼 付 欄

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----	-----

- (注) 1 太枠の氏名及び生年月日欄は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その他の種類を記載すること。
- 3 手数料欄には、埼玉県収入証紙を貼付すること。

取扱所属	
------	--

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

<p>運転免許条件申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p>	
--	--

ふりがな		大・昭・平	
氏名		生年月日	年 月 日

免 許 証 の 写 し	
----------------------------	--

付与を受けようとする条件 (該当する番号に○をつける)	1 サポートカー限定 2 その他 ()
--------------------------------	--

変更を受けようとする条件 (該当する番号に○をつける)	1 サポートカー限定 2 その他 ()
--------------------------------	--

担当者名	
------	--

限定解除審査結果	
----------	--

手 数 料 貼 付 欄

- (注) 1 免許証の写し欄には現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の4を次のように改める。

別記様式第14の4（第21条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育として申請をします。

申請者の氏名又は名称及び住所

		(ふりがな)	
		運転免許取得者等教育に使用する 施設の名称	
		運転免許取得者等教育に使用する 施設の所在地	
		運転免許取得者等教育の課程の区分	
		運転免許取得者等教育の課程の名称	
設			(ふりがな)
			氏名又は名称
			住 所
個人	本籍・国籍等		
	生 年 月 日		
置 者	法人 にあつては その他の 役員	代 表 者	(ふりがな)
			氏 名
			住 所
			本籍・国籍等
			生年月日
	その 他の 役員		(ふりがな)
			氏 名
			住 所
			本籍・国籍等
			生年月日

設 置 者	法 人 に あ っ て は そ の 他 の 役 員	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	
	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載する。
 - 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
 - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の4の次に次の1様式を加える。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けた
いので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の5を次のように改める。

第 号

運転免許取得者等教育認定書

運転免許取得者等
教育施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
教育施設代表者

運転免許取得者等
教育課程の名称

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育
施設として認定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

別記様式第14の5の次に次の1様式を加える。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の6及び別記様式第14の7を次のように改める。

別記様式第14の6（第21条の2関係）

運転免許取得者等教育認定事項変更届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

道路交通法第108条の32の2の規定による運転免許取得者等教育の認定事項を変更します。

施設の名称

代表者氏名

変更事項	代表者の氏名 ・ 施設の名称 ・ 課程の名称 ・ その他（ ）										
変更理由											
変更内容 (第5条第1項)	変更後の代表者氏名										
	変更後の施設の名称										
	変更後の課程の名称										
変更内容 (第5条第2項)	コース等	総敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース面積		新	m ²		旧	m ²			
		建物・その他敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
	車両の増減	自動車の種類	名称		車台番号		登録番号		所有者		
		変更後の車両総数	大型	中型	準中型	普通	二輪	大型	大特	けん引	原付
						輪	普通				
	教育計画の変更										

第 号

運転免許取得者等教育認定取消通知書

運転免許取得者等
教育施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
教育施設代表者

道路交通法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者等
教育施設としての認定を取り消します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

別記様式第14の7の次に次の11様式を加える。

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

(注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

<p>運転免許取得者等検査認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査として申請をします。</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所</p>				
		(ふりがな)		
		運転免許取得者等検査に使用する 施設の名称		
		運転免許取得者等検査に使用する 施設の所在地		
		運転免許取得者等検査の方法の区分		
		運転免許取得者等検査の方法の名称		
設 置 者	(ふりがな)			
	氏名又は名称			
	住 所			
	個人	本籍・国籍等		
		生 年 月 日		
	法人 にあつては その他の 役員	代 表 者	(ふりがな)	
			氏 名	
			住 所	
			本籍・国籍等	
			生年月日	年 月 日生
そ の 他 の 役 員		(ふりがな)		
		氏 名		
		住 所		
		本籍・国籍等		
		生年月日	年 月 日生	

設 置 者	法 人 に あ っ て は そ の 他 の 役 員	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載する。
 - 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
 - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転免許取得者等検査認定書

運転免許取得者等
検査施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
検査施設代表者

運転免許取得者等
検査方法の名称

道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査
施設として認定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とする。

<p>運転免許取得者等検査認定事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定による運転免許取得者等検査の認定事項を変更します。</p> <p style="text-align: right;">施設の名称</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名</p>											
変更事項	代表者の氏名 ・ 施設の名称 ・ 方法の名称 ・ その他（ ）										
変更理由											
変更内容 (第6条第1項)	変更後の代表者氏名										
	変更後の施設の名称										
	変更後の方法の名称										
変更内容 (第6条第2項)	コース等	総敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース面積		新	m ²		旧	m ²			
		建物・その他敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
	車両の増減	自動車の種類	名称		車台番号		登録番号		所有者		
	変更後の車両総数	大型	中型	準中型	普通	二輪	大型		大特		原付
							輪	普通		けん引	
	検査計画の変更										

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

運転免許取得者等
検査施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
検査施設代表者

運転免許取得者等
検査方法の名称

道路交通法第108条の32の3第2項の規定により運転免許取得者等
検査施設としての認定を取り消します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第17及び別記様式第17の2を次のように改める。

住所

年 月 日

殿

さい たま けん こう あん い いん かい
埼玉県公安委員会 印

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ
臨時適性検査通知書

あなたは、^{にんちきのうけんさとう} 認知機能検査等の結果、^{けっか} 「^{にんちしょう} 認知症のおそれがある」との判定を受け
たことから、^{どうろこうつうほうだい} 道路交通法第102条第 ^{じょうだい} 項による^{りんじてきせいけんさ} 臨時適性検査（^{にんちしょう} 認知症の^{せんもんい} 専門医
による^{しんだん} 診断）を受けていただくことになりましたので、^{つうち} 通知します。

この通知を受け、^{やむ} やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ} 臨時適性検査を受けない場合は、

^{きよ} 拒 ^ひ 否
^{うんでんめんきよ} 運転免許の ^ほ 保 ^{りゆう} 留 ^{しよぶん} の処分を受けることとなりますので、^{ごちゅうい} 御注意ください。
^{とり} 取 ^{けし} 消
^{こうりよく} 効力の ^{ていし} 停止

<p>^{てきせいけんさ} 適性検査を行う理由とな った ^{にんちきのうけんさとう} 認知機能検査等の ^{けっか} 結果</p>	
<p>^{てきせいけんさ} 適性検査の ^{きじつ} 期日</p>	
<p>^{てきせいけんさ} 適性検査の ^{ばしょ} 場所</p>	
<p>^び 備 ^{こう} 考</p>	

(注) この通知について、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。


【問合せ先】

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 

臨時適性検査通知書

道路交通法第102条第 項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施するので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法により運転免許（仮運転免許を含む。）の取消し（拒否）又は効力の停止（保留）の処分を受けることがあります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

(注) やむを得ない理由がないにも関わらず、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。
適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

別記様式第17の2の次に次の1様式を加える。

住所

年 月 日

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

りんじてきせいけんさつうちしょ
臨時適性検査通知書

あなたは、^{にんちしょう}認知症のおそれ（^{うたが}疑い）があることから、^{どうろくこうつうほうだい}道路交通法第102条
^{だい}第4項の規定による^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査（^{にんちしょう}認知症の^{せんもんい}専門医による^{しんだん}診断）を受けていただく
ことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、^{つうち}やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査を受けない場合は、

^{きよ}拒 ^ひ否
^{うんでんめんきよ}運転免許の ^ほ保 ^{りゆう}留 ^{しよぶん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意ください。
^{とり}取 ^{けし}消
^{こうりよく}効力の ^{ていし}停止

<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{おこな}を行う理由</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{きじつ}の期日</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{ばしょ}の場所</p>	
<p>^び備 ^{こう}考</p>	

(注) この通知について、^{ふめい}不明な点がある場合には、^{かき}下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

別記様式第17の3から別記様式第18の3までを次のように改める。

住所

年 月 日

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

しんだんしょていしゅつめいれいしょ
診断書提出命令書

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、
認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定によ
り、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす
医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であ
って、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関す
る当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ
医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと
認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない
場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出
命令を行うこととなりますので、御注意ください。

しんだんしょていしゅつめいりゆう 診断書の提出を命ずる理由 となった認知機能検査等の 結果	
しんだんしょていしゅつぎげん 診断書の提出期限	
しんだんしょていしゅつさき 診断書の提出先	
び 備	こう 考

(注) この通知について、不明な点がある場合には、「診断書の提出先」までお問
い合わせください。

別記様式第18（第25条関係）

第 号 年 月 日	
臨時適性検査通知書	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
道路交通法第107条の4第1項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施するので通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
連 絡 先	

(注) やむを得ない理由なく、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

適性検査受検命令書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会



第90条第8項
道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。
第103条第6項

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否又は保留の処分
取消し又は効力の停止
を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
連 絡 先	

(注) やむを得ない理由なく、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。
適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

別記様式第18の3（第25条の2関係）

整理番号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

第90条第8項 第18条の4第2項
道路交通法 第102条第4項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の3第4項 に
歳103条第6項 第29条の5第2項

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の 拒否又は保留 の
取消し又は効力の停止

処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	年 月 日
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

(注) やむを得ない理由なく、通知された期日までに医師の診断書を提出しない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて医師の診断書を提出しない場合は、免許が取消されます。

通知された期日までに医師の診断書を提出できない場合は、必ず、上記「診断書の提出先」まで連絡してください。

別記様式第18の3の次に次の1様式を加える。

住所

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

診断書提出命令書

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 診断書の提出を命ずる結果. Row 2: 診断書の提出期限. Row 3: 診断書の提出先. Row 4: 備考.

(注) この通知について、不明な点がある場合には、「診断書の提出先」までお問い合わせください。

別記様式第18の5を次のように改める。

検査受検申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

年 月 日生

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受けたいので申請します。

検 査			
手 数 料		(埼玉県収入証紙貼付け欄)	
備 考			

別記様式第25の6の次に次の2様式を加える。

別記様式第25の6の2（第26条関係）

※ 講習年月日	年 月 日	※通知公安委員会	公安委員会
※ 講習場所		※ 通知 番号	第 号
<p>講 習 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習を受けたいので申請 します。</p>			
講習通知書 受領年月日		年 月 日	
特例取得免許			
運 転 免 許 証	本籍・国籍 等		
	免許証番号	第	号
	交付	年 月 日—	公安委員会

別記様式第25の6の3（第26条関係）

若年運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

納入者

氏 名

年 月 日生

道路交通法第112条第1項第13号の規定により、若年運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年 月 日	講習場所	
若年運転者			
講習通知	(埼玉県収入証紙貼付け欄)		
手 数 料			

別記様式25の7を次のように改める。

別記様式第25の7（第26条関係）

講 習 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を受けたいので申請します。

講習種別	手 数 料		
<input type="checkbox"/> 特定任意講習			
<input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習	(埼玉県収入証紙貼付け欄)		
備 考			

別記様式第25の8を削る。

別記様式第30及び別記様式第31中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成27年埼玉県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

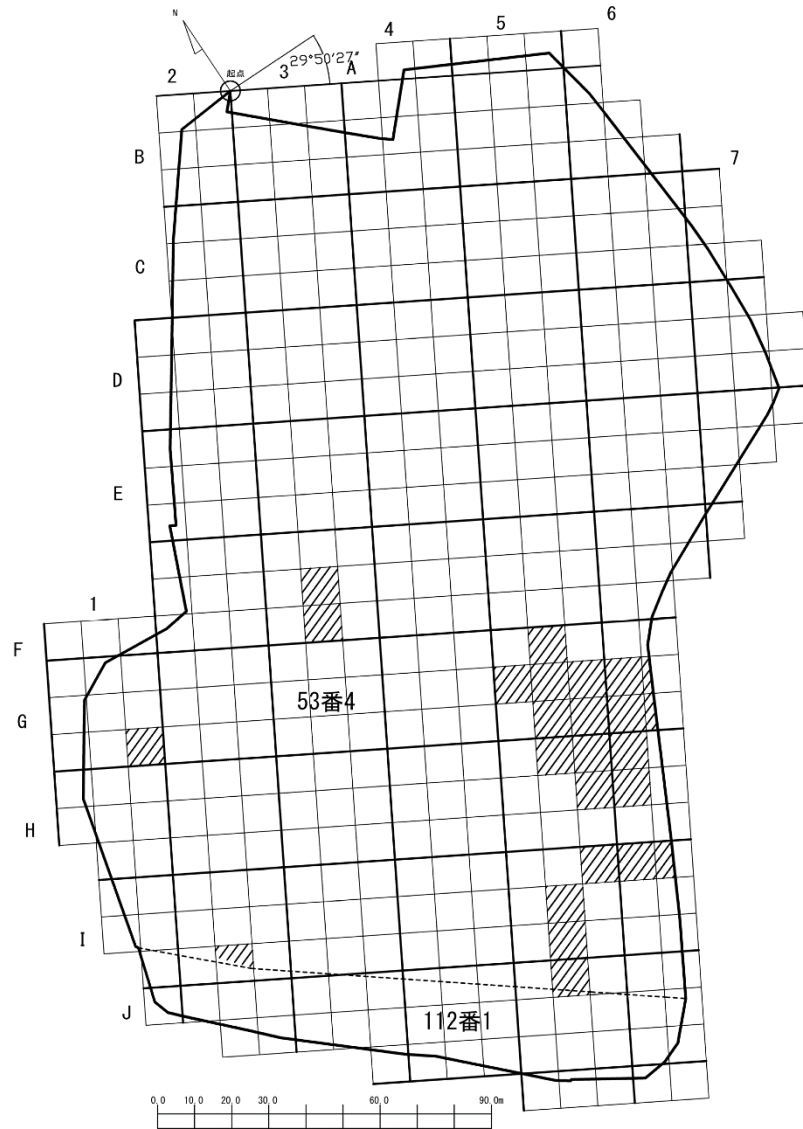
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
- 別図のとおり（埼玉県飯能市南町五十三番四の一部及び百十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、埼玉県飯能市南町53番4の最北端とする。

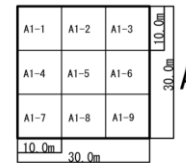
【格子の回転角度】29度50分27秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 10m格子
- : 30m格子
- ▨ : 形質変更時要届出区域に指定する区画

1



告示

埼玉県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 山口 宏樹	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日 まで

告示

埼玉県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小林 英利	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和四年九月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和四年十月三十日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ハ 令和四年十一月六日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和四年九月二日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 令和四年十月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和四年十一月十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第四百七十号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和四年八月二十九日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ロ 令和四年九月七日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ハ 令和四年十月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ニ 令和五年一月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、池上土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	大澤 茂 朗	埼玉県熊谷市池上五百九十一番地一

告示

埼玉県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上 賢二	埼玉県羽生市大字中手子林五百八十五番地
同	井上 順一	同 上手子林六十八番地
同	井上 雅一郎	同 中手子林六百十七番地
同	内田 佐一	同 上手子林七百十五番地三
同	大和田 憲	同 同 四百八十五番地
同	岡戸 儀芳	同 下手子林二千四百九十八番地
同	金子 元一	同 上手子林千二百六十九番地
同	小暮 勝久	同 下手子林二千五百五十七番地
同	島村 侑也	同 中手子林千四十九番地二
同	須山 文善	同 同 百四十五番地六
同	瀬山 隆	同 下手子林二千三百八番地
同	杉山 吉雄	同 同 二千五百九十一番地
同	五月女 八郎	同 中手子林千七十九番地
同	戸山 泰一	同 下手子林千三番地
同	根岸 文男	同 同 二千四百二十四番地
同	増田 博俊	同 同 二千三十九番地
同	増田 利夫	同 同 中手子林百五十九番地五
同	町田 好一郎	同 同 上手子林四百九十六番地
同	松本 成弘	同 同 千九十七番地
同	吉岡 憲一	同 同 八百五十六番地
監事	大澤 敏英	同 同 千二百八十一番地
同	関根 文男	同 同 下手子林二千四百五十四番地一
同	渡邊 義邦	同 同 南五丁目二十三番地三十三

二 退任

職名 氏名 住所

告示

埼玉県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、酒巻土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	金子 正義	同 同 千八百九十七番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	新利 夫	同 同 千九百十五番地一
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地
同	矢野 進助	同 同 千八百七十七番地
同	吉田 勇次郎	同 同 千八百六十四番地
同	吉田 孫兵衛	同 同 北河原二百十二番地
同	石内 喜吉	同 同 千二百六十五番地
同	齋藤 悦弥	同 同 千五百八十一番地
同	村田 清治	同 同 南河原二千六百三十七番地二
監事	中村 賢一	同 同 酒巻千八百九十番地二
同	栗原 道廣	同 同 千九百六十八番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	野口 定夫	同 同 千九百七十四番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	新利 夫	同 同 千九百十五番地一
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地
同	矢野 進助	同 同 千八百七十七番地

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

令和三年埼玉県告示第二百六十七号で公示した基本測量は、令和四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（河川整備に伴う基準点測量）

三 作業地域

深谷市山河、深谷市針ヶ谷地内外

四 作業期間

令和四年五月一日から令和四年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年8月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部教職員課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 国、都道府県等から本件業務と類似の業務を過去に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部教職員課県立学校総務事務担当 竹森 電話048-830-6825（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月14日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月13日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月14日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部教職員課 令和4年6月14日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年6月3日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月19日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Comprehensive Help Desk Services and Review and Verification of Data Processed by the Saitama Computerized Administrative System at Prefectural Educational Institutions

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: by 10:30 a.m., June 14, 2022

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., June 13, 2022

In person: by 10:30 a.m., June 14, 2022

(3) Contact Information:

Education Personnel Division,

Education and General Affairs Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone: 048-830-6825

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>八番一〇地先から 東松山市箭弓町一丁目五二五 八番一地先まで</p>	<p>東松山市箭弓町三丁目五六七</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三〇〇一八・二九</p>	<p>八・一一〇九・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一六・九三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年五月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年四月十九日

指令川建セ第〇三〇一三一号

二 検査済証番号

令和四年五月二日

川建セ第〇四〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字富田字前広屋二千八百七十三番一他十四筆、二千八百七十四番一地先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市鶴見区仲通一丁目五十六番地十
株式会社スズヨシ 代表取締役 鈴木 義輝

埼玉県公安委員会告示第72号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から施行する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

別表中

道路交法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
道路交法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。		
前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。		

を

道路交法第91条及び第91条の2の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
---	---	-----------------------------------

	及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。		
	道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。		
	前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。		
運転免許条件申請書	道路交通法第91条の2の規定によるサポートカー限定条件の付与を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
		月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署(鴻巣警察署を除く。)
	道路交通法第91条の2の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の解除を受けるもののうち、技能審査を受けないものが限定解除審査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)

に改める。

」